

新潟市告示第 488 号

収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市生涯学習センター・中央公民館の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 環境をサポートする株式会社きらめき
所在地 新潟市中央区東堀前通六番町 1061 番地
- 2 収納事務を行わせる歳入
新潟市生涯学習センター・中央公民館使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 6 年 7 月 1 日
- 4 収納事務を委託した日
令和 6 年 7 月 1 日
- 5 収納事務を行わせる期間
令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで